

近畿地方整備局 福知山河川国道事務所
資料配布

配布日時	平成 2 1 年 3 月 日 1 4 時
------	-------------------------

件 名	「由良川水面利用ルール」の施行 ～ マナーを守った水面利用を目指して～ 由良川下流水面利用調整協議会・第 5 回委員会
-----	-------------------------------------------------------------------

概 要	「由良川下流水面利用調整協議会（平成 18 年 1 月設置 委員長：川合茂 舞鶴工業高専専門学校教授）」において由良川の水面利用の適正化を図ることを目的に、これまで約 3 年、合計 14 回の協議を重ねました。この間、水面利用者へのアンケート、ヒアリング、パブリックコメントを実施しました。その成果として、このたび第 5 回委員会（3 月 12 日開催）で「由良川水面利用ルール」が策定されました。 http://www.kkr.mlit.go.jp/fukuchiyama/river/suimenkyo/news.html
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

取 扱 い	_____
-------	-------

配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ
------	-----------------------

問 合 せ 先	国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所 電話 0 7 7 3 (2 2) 5 1 0 4 副 所 長 宇野 孝一 (内線 2 0 4) 建設専門官 山崎 宏 (内線 4 0 2)
---------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------

協議会（委員会）名簿

No	分野	所属
1	河川工学	舞鶴工業高等専門学校 川合 茂教授
2	法律	立命館大学 教授 三木 義一教授
3	環境	京都大学 舞鶴水産実験所 山下 洋教授
4	地域活動	2 1 加佐活性化協議会
5	行政	国土交通省 近畿運輸局 京都運輸支局
6	行政	京都府 中丹広域振興局
7	行政	京都府 丹後広域振興局
8	行政	京都府 水産事務所
9	行政	舞鶴市 建設部
10	行政	宮津市 建設室
11	行政	国土交通省近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長

協議会（幹事会）名簿

No	分野	所属
1	地域活動	社団法人 天橋立観光協会
2	地元	宮津市 由良自治連合会
3	漁業	舞鶴市 漁業協同組合
4	漁業	宮津市 漁業協同組合
5	漁業	由良川 漁業協同組合
6	行政	京都府 治水総括室 河川整備管理室
7	行政	京都府 中丹東土木事務所
8	行政	京都府 丹後土木事務所
9	行政	京都府 水産事務所
10	行政	京都府 舞鶴警察署
11	行政	京都府 宮津警察署
12	行政	舞鶴市 建設部
13	行政	舞鶴市 経済部
14	行政	舞鶴市 市民環境部
15	行政	宮津市 産業振興室
16	行政	宮津市 建設室
17	行政	国土交通省 近畿運輸局 京都運輸支局
18	行政	国土交通省 近畿地方整備局 河川部
19	行政	国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所
20	行政	舞鶴海上保安部 （オブザーバー）

「由良川水面利用ルール」の必要性

由良川の下流域では、府外からも利用者が訪れ、多様な水面利用が行われています。一方、沿川には、地元住民や漁業者が生活されていますが、一部の水面利用者のマナーの悪い遊び方等に対しご迷惑が掛かっている状況です。

そこで、学識経験者をはじめ、行政、地元住民、漁業者（漁業協同組合）、観光協会等の多様な関係者で構成する「由良川下流水面利用調整協議会」を設置し、水面利用者はもとより、由良川で楽しまれる全ての利用者の方に対し、適正な利用をお願いするため、このたび、自主規制である「由良川水面利用ルール」を作成しました。

今後は、このルールを広く啓発することにより、由良川で楽しまれる全ての方が、お互い気持ちよくご利用いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

由良川水面利用ルールを守っていただくための協議会の今後の取組み

今後、由良川下流水面利用調整協議会では、今回策定した「由良川水面利用ルール」を水面利用される方や地元住民のみなさまに周知するため、下記のような普及啓発活動に努める予定です。

（１）パトロールの実施

- 1) 巡視（河川管理者）
- 2) 協議会構成メンバーで実施

（２）広報活動の実施

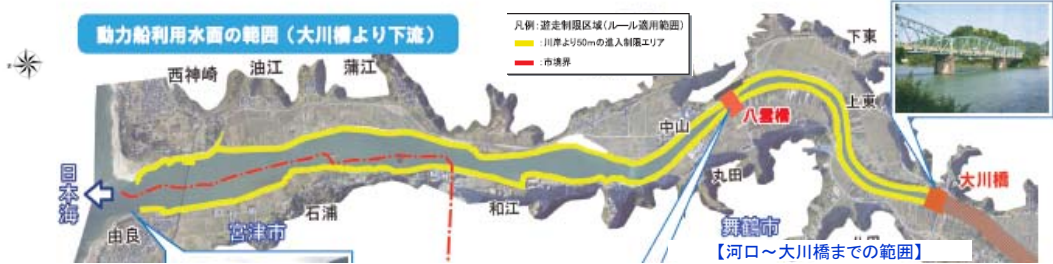
- 1) ホームページへの掲載
- 2) 広報誌への掲載
- 3) リーフレットの配布
- 4) 看板の設置

（３）地域イベント内での啓発活動の実施

由良川水面利用ルール

由良川水面利用ルール（案） 適用区間：由良川河口（0.0km）～舞鶴・福知山市境（17.0km）

レジャー目的の航行（以下遊走）に関する、水上バイクを含めた動力船のルール

1. 利用時間
午前8時から日没までとして下さい。なお、通過通行の場合はこの限りではありません。
 2. 動力船利用水面の範囲（大川橋より下流）
「大川橋より下流の川岸から50メートルの範囲」では、漁業操業や生物の生息場所であることから、遊走しないで下さい。
- 
3. 動力船利用水面の範囲（大川橋より上流で福知山市との境界までの区域）
川幅が狭く河川が蛇行しているなど危険であるとともに、漁業操業や生物の生息場所であることから、遊走しないで下さい。なお、通過通行の場合は、河川の中央を通行しましょう。
 4. 他水面利用者への配慮
船舶が係留している場所、あるいは岸で魚釣りをしている人の傍を通行する場合や他の水面利用をしている人が近くにいる場合などでは、徐行して通過するなど特に注意しましょう。
 5. 船舶免許の携帯、整備
船舶免許、船舶検査が必要です。また備え付けないと航行できませんので、法定備品も必ず備え付けましょう。
 6. 改造の禁止
著しく排気音の大きいレジャー目的の水上バイクを含めた動力船の利用はやめましょう。
 7. ライフジャケットの着用
水上バイクを含めた動力船に乗る場合には、必ず救命胴衣を着用しましょう。
 8. 飲酒運転の禁止
飲酒しての乗船、操船はやめましょう。
 9. 騒音防止
水上バイクを含めた動力船に乗る場合には、できるだけ騒音を出さないようにしましょう。

由良川下流部の水面を利用する一人一人が、このルールを守り、安全で秩序ある快適な水面利用に努めましょう。なお、このルールが守られない場合は、利用区域を制限する場合があります。

由良川下流水面利用調整協議会

宮津市由良自治連合会・社団法人天橋立観光協会・舞鶴市漁協・宮津市漁協・由良川漁協・舞鶴市・宮津市・京都府・国土交通省

由良川水面利用ルール

適用区間：由良川河口（0.0km）～舞鶴・福知山市境（17.0km）

全ての河川利用者が守るルール

1. ゴミは必ず各自で持ち帰りましょう。

2. 自動車や牽引車のアイドリング
ストップを徹底しましょう。



3. 水辺に来る際には、周辺道路への迷惑駐車はやめましょう。

4. 大声で騒ぐなど、近隣の方の迷惑になる騒音を出さないようにしましょう。



5. 公共トイレ若しくは施設内等のトイレ以外での用便は絶対にやめましょう。

6. 田畑へ立入るなど地域の農家の迷惑にならないようにしましょう。

由良川下流部の水面を利用する一人一人がこのルールを守り、安全で秩序ある快適な水面利用に努めましょう。

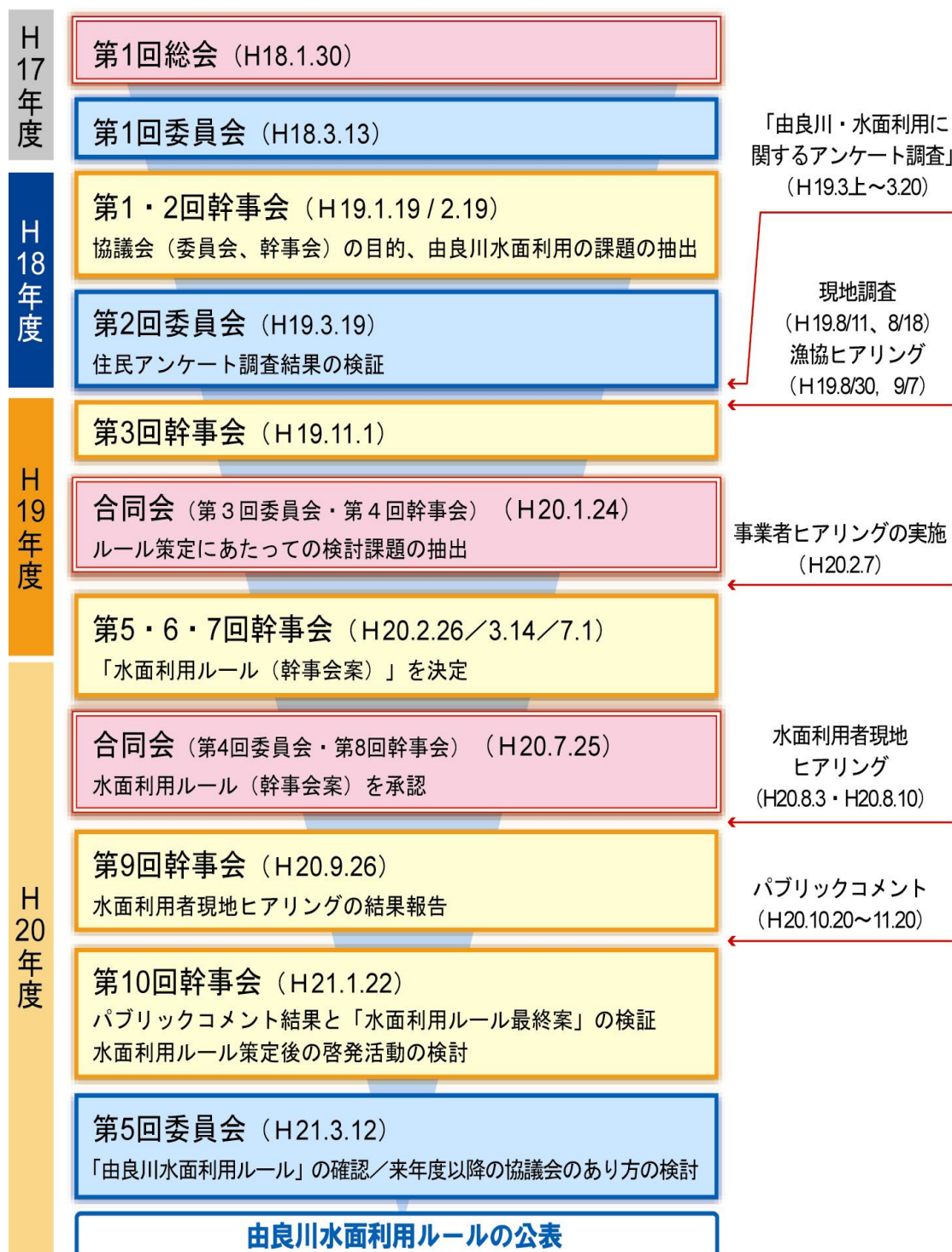
由良川下流水面利用調整協議会

宮津市由良自治連合会・社団法人天橋立観光協会・舞鶴市漁協・宮津市漁協・由良川漁協
舞鶴市・宮津市・京都府・国土交通省

(参 考)

ルールの公表までの経緯

平成 18 年から計 14 回の会議を開催し、自主ルールである「由良川水面利用ルール」を策定しました。この間、地元住民へのアンケート調査をはじめ、漁業者、事業者、水面利用者など、普段由良川の水面を利用している方々へのヒアリングの実施、「由良川水面利用ルール案」策定時には、不特定多数の多くの方を対象とした「パブリックコメント」を実施するなど、多くの方々のご意見をお聞きしながら策定してまいりました。



協議会の実施状況

第5回委員会

風景写真

第5回委員会

(平成21年3月12日)

於：舞鶴市西駅交流センター



第10回幹事会(平成21年1月22日)

於：加佐公民館

水面利用者現地ヒアリング



(平成20年8月3日)舞鶴市内